

平成12年6月19日(月曜日)第2回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝・	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成12年6月第2回定例会

議事日程第4号

平成12年6月19日(月)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第2回定例会

午前9時30分開議

平成12年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、16日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成12年6月19日(月)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
12	中心市街地の活性化について	パオビル取得とその活用について 市民の総意を汲み尽くすことについて	22番 遠藤聖作	市長
13	教育行政のあり方について	中学校給食の今日的意義について 保健体育審議会答申(97年9月)についての市教育委員会の見解を問う 県教育委員会の「中学校給食の実施率を高めていきたい」という見解と市教育委員会の中学校給食に対する見解の整合性について		教育委員長
14	駅前再開発事業の進捗状況について	仮換地等事業の進捗状況について 商業ゾーン等街づくり全体のイメージを具体的に示してほしい 定住人口の確保をどのように図るのか 商店街利用者のための駐車スペースはどの程度確保できるのか	15番 伊藤諭	市長

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番、13番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市政の民主的な前進を願っている多くの市民を代表して、以下、市長並びに教育委員長に質問をいたします。

最初に、通告番号12番、「中心市街地の活性化について」、とりわけ旧パオビル取得にかかわって、その活用のあり方について伺います。

御存じのように、5月26日の臨時市議会で、旧パオビルの取得契約の議決がなされ、あわせて6月23日付で建物の明け渡しを受け、利用計画に基づいて改装工事が始まろうとしています。

この問題に議会がかかわった最初は、昨年12月定例市議会にパオビルを市として活用を図ってほしいという陳情が寄せられてからであります。

私ども日本共産党市議団は、この陳情に対して、ビル取得に当たって一定の条件をつけて採択することに賛成をいたしました。

しかし、その後の市当局の作業の進め方は、議会が決議してまで附帯した条件を余りにもおろそかにしたものであったと判断せざるを得ないようなものであったのであります。

中心市街地の活性化を図る目的で取得するのであれば、何よりも市民に対して、とりわけ市の中心部に居住し、営業したりしている老若男女の大方の住民に納得の得られる利活用の仕方について、先入観のない状態で、大胆かつ率直に問いかけることが大切なことであります。

しかし、現実には、ことしに入って一部商業新聞に市役所内部や限られた団体などで内々に検討している内容が確定的な記事で報道されたなど、議会はおろか多くの一般市民にもかかわれない状態で利活用の検討がなされていることが明らかになったのであります。

その後、4月5日の市報でテナントの入居と3階から上の利活用について市民の意見を募る記事が掲載されました。これも、3月議会の文教経済常任委員会や議会終了後の28日の議会全員協議会の説明会の場で、議員側から強い指摘を受けて実施されたものであります。

しかし、その記事の内容を読むと明らかなように、ビル全体について、既に大筋で利活用の骨格は決められており、その趣旨に沿うものについてアイデアを募るというものであったのであります。

5月の議会全員協議会で公募の結果が発表されました。御承知のように、入居団体はテナントで21店、チャレンジショップが4店、カルチャー教室が五つ、非営利団体が7団体であります。

活用案については、市民16名から24の提案が寄せられたということであり、そのことを踏まえて、以下市長に伺います。

第1に、テナント入居を初めビル利用希望者が最終的にどの程度あったのか、テナントやカルチャー教室、ボランティア団体などそれぞれについて示していただきたいと思います。

5月の全員協議会で紹介された以外にテナントやビル利用希望者がいたのなら、どういう基準で入居あるいは非入居を決めたのか、説明をしていただきたいと思います。

第2に、中心市街地の住民がパオビルの空きビル化に危機感を持った理由の一つには、身近なところにあった食料三品を含む日常生活用品を豊富にそろえた店舗がなくなるということで、生活していく上での必要条件の一つが地域から消滅する懸念があったからであります。

しかし、もう一つは、中心市街地にありながら空洞化が進行し、かつてのまちとしてのまとまりやにぎわ

いがなくなりつつあることへの不安も大きな動機であったと思います。

その点から見ると、今回の入居者の顔ぶれの中には単に市街地の他のビルからパオビルに移動しただけの業者や団体がいて、それで活性化につながるだろうかという疑問を持つものであります。よそに空きビルをつくるようなことでいいのか、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

第3点に、ボランティア団体や非営利団体に無料ないし低料金で事務所として貸し出すことについて伺います。

このことについては、7団体については入居希望があったからとの説明であります。偶然かもしれませんが、ライオンズクラブなどの団体が三つも入ることになっています。資金も乏しく事務所も持たないで、代表者などの個人宅を連絡所にして困難な条件の中で活動している市内のボランティア団体は四十数団体もあります。無料か低料金で事務所を貸し出すのであれば、なぜこれらのボランティア団体に直接利用を呼びかけなかったのか不思議でなりません。もしそうしていたら希望が殺到したと思います。

単に募集期間中にライオンズクラブやロータリークラブなどしか利用の申し込みがなかったとしたら、改めて市内のボランティア団体に個別に呼びかけるべきではなかったのかと考えます。このことについても市長の見解を伺います。

第4に、14日の松田 孝議員が一般質問で取り上げた、1階に設けられるという「市民課自動コーナー」の問題について伺います。

去る5月26日の臨時議会で「市民課の自動コーナーはいつ設けられるのか」という同僚議員の質疑に対して、当局は、「活用をどうするかという意見の中に自動コーナーを設けるべきだという意見が非常にあったこと」「コイン式で日曜・祭日でもそこに行けば自動交付機で住民票あるいは印鑑証明書をもらえるようなシステムを考えていること」「市の本体の電算とのかかわりもあるので、次の議会あたりにその管理経費などを持ちたい。ただし、これはまだ先のことで、9月のオープンには間に合わず、半年ぐらいかかるのかなということ、システムとか、カードの交付とか、そういう問題があって今鋭意検討している」と答弁されたのであります。

松田議員の質問の趣旨は、こうした当局の見解、答弁を受けて行われたもので、14日の市長の「そんなことを言ったか言わないかわからない」とか、「平成14年に住民基本台帳の全国ネットワークシステムが実施されるので、それを待ちたい。当面自動交付機は設置するつもりはない」というに至っては、質問そのものが成り立たないではありませんか。

5月の臨時議会での当局答弁を要約すれば、「ビルの再オープンの9月には間に合わないが、半年ぐらひかけて自動交付機を設置できるよう検討中だ」と、そう述べたことは紛れもない事実であります。後日、議会の会議録が出てくれば明らかになることであります。

推測するしかありませんが、昨年の法制定を見過ごしたのではないかと思います。「ビルの活用について市役所内部で十分検討した」というその実態が、このように片手落ちなものであったことをみずから証明した事例として象徴的なことであります。

5月の臨時議会から6月定例市議会までの間に当局の中でどのような検討がなされたのか、私たちには知る由がないのであります。少なくとも、この2週間の間どのような政策的な変更がなされたのか、議会に説明もしないで結論だけ一方的に披露するというのでは当局と議会の信頼関係は台なしであります。事前に質問者に聞き取りを行っているのでありますから、言葉じりをとらえてやり合うのではなくて、質問の趣旨を酌み取って、双方の議論がかみ合うような答弁を準備する責任が当局にはあると考えます。

いずれにしても、「将来に備えてビルの中に市民課自動コーナーのスペースをとったのだ」というのが最終的な答弁だったのでありますから、松田議員の「自動交付機コーナーを旧パオビルに設置するのであれば、市役所から遠方にある陵西地区や柴橋地区にも優先的に設置することを検討するべきだ」という主張は、住

民の利便性や行政の公平性を踏まえれば、ごく当たり前の自然な要求であります。

中心市街地のパオビルに設置するのはいいが、白岩や柴橋地区にはだめだという市長の言い分には全く説得力がないではありませんか。そうしたことも見えない、判断がつかないというのは、4万3,000市民の代表者としての市長の適格性を疑わざるを得ません。改めてこのことについて市長に伺いたいと思います。

次に、市民の意見や提言を可能な限り酌み尽くして旧パオビルの利活用を検討すべきことについて伺います。

5月26日の臨時議会で、私はゲームセンターを入居させる問題を指摘しました。その後、担当者から青少年育成団体や教育団体の関係者などの意見を聴取した結果、入居を遠慮してもらうことになったという報告を聞きました。担当者の間を置かない果敢な対応について積極的に評価をしたいと思います。

そのことについて何が問題だったのか、改めて指摘をしておきたいと思います。

寒河江市が取得すればあのビルは公共施設になるわけでありまして、そこに子供たちに多額なお金を消費させるゲーム機を置くという発想自体が問題だったのであります。行政を預かる人は、当然にして一定の市民道徳を備えていなければなりません。

昨年、国連の「子供の権利委員会」が日本に対して異例の勧告を行っています。そこでは、日本は子供を育てる環境としては世界の中でも最も劣悪な国の一つであるとして、日本では暴力やポルノから子供たちを守る有効な手だてがほとんどとられていないと指摘しています。

ゲーム機器で暴力行為を疑似体験する子供がふえていることが、限度をわきまえない校内暴力やいじめの激増につながっていると指摘する専門家もいるほどであります。

最近も、ゲームなどで遊ぶ金欲しさに恐喝や金品を巻き上げるという子供たちの事件が連日のように報道されています。問題なのは、ビルの利用方法に関して、こうしたことを関係者と協議していればすぐにわかったことなのに、指摘されるまで行っていなかったということでもあります。

さきに挙げたボランティア団体への対応についてもそうであります。

市報で募集したのに応募してこなかったからでは、余りに官僚的な態度であります。あるボランティア団体の代表は、「自分たちが入れる資格があるとは思っていなかった」と言っています。市報での呼びかけがこうした人たちに十分伝わっていなかったということを示しているではありませんか。

自動交付機コーナーの設置についてもそうであります。

昨年の松田議員の質問に対して「そんな要望は市民から出ていない」と市長は答弁しています。それなのに今度は「自動交付機を設置すべきだという意見が非常に多くあった」と180度異なった答弁を行っています。一体市長は市民の声を聞くという場合、どのようなところから出た声なら聞こえてくるのか不思議でなりません。白岩地区住民の声を代表して公の議会で取り上げられた意見は聞こえないが、ビル検討委員会から出た意見なら非常に多い意見として聞こえてくるとも言うのでしょうか。これでは、市長が幾ら市役所の中で職員から意見を募り検討したとか各種団体と協議したと言っても、余りに不十分、余りに片手落ちだということは明白であります。

繰り返しますが、市の中心街の活性化にかかわるこの問題については、最低でもビル周辺の中心部の住民全員にビルの利活用についてアンケートをとるとか、市職員を動員して全戸ローラーで面接調査を実施するとか、そのくらい重視してもし過ぎるということのないテーマであります。ビルの活用のために市民の意見を酌み尽くすという意味を市長はどの程度理解をしているのか、これで十分だと考えているのか伺いたいと思います。

今からでも遅いとは考えません。何らかの方法で住民の意見を酌み上げる手だてをとるべきであります。よりすぐれたビルの活用の方法を、市民の声を背景にして練り上げるべきだと考えます。今後の佐藤市政の行政執行のあり方にもかかわるものでありますので、きちんとした答弁を求めておきたいと思います。

次、通告番号13番、教育行政のあり方について伺います。

中学校給食を実現してほしいという行政に対する要望は平成3年以来続いており、父母など保護者を中心にした市民にとっては10年来の念願となっています。

この間の経過については御存じのない同僚議員も多いので、改めて概括をしてみたいと思います。

この問題が寒河江市政の課題として浮上した直接のきっかけは、日本共産党市議団に寄せられた市民からの一通の投書であります。

山形市から寒河江市に移住した中学生を持つお母さん、投書の主でありますけれども、中学校に転校のあいさつに行ったら、「寒河江市では給食を中学校では実施していない」ということを知らせて驚いたということでもあります。

その後、「寒河江市でも中学校給食を実施してほしい」という市民の声は、燎原の火のごとく一気に広がりました。平成3年の1月には「中学校給食を実現する市民の会」が結成され、3月市議会に請願が提出されました。しかし、残念ながら、この請願は議員のちょうど任期切れと重なり、十分な審議がなされないまま継続審査となり、自動的に廃案にされました。

「市民の会」はそれを受けて、市議会の改選後の6月市議会に向けて直ちに行動を起こし、短期間のうちに3,373名の署名を添えて再度請願を提出しています。この請願は、6月、9月と2回の慎重な継続審査を経て、12月議会で満場一致で採択されなのであります。

しかし、教育委員会はこうした市民と議会の声を無視をして、平成7年3月に「中学校給食の必要性は認めない」との見解を公表しました。

この間、同僚議員の中学校給食に関する質問は延べ17回にも上ります。私自身も今回で都合7回の質問を行っています。しかし、教育委員会が「見解」を公表して以降は、議会で取り上げても判で押したように「必要ない」という硬直したオウム返しの答弁しか行わなくなりました。

この問題については、市民の願いを議会での論戦を通じて双方の一致点を見出しながら実現の道筋を模索していくという議会制民主主義本来の基本原則が成り立たなくなっています。

ところで、市当局がこのような態度に固執している間に、学校給食、とりわけ中学校給食をめぐる、ここ数年来、文部省や山形県教育委員会では、新しい給食の意義づけや実施率の向上を図ることについて積極的な見解の発表や発言が相次いできています。

そこで、今回は、学校給食、とりわけ中学校給食の今日的意義について文部省や県教育委員会の見解を踏まえて、市教育委員会の立場を伺いたいと思います。

去る平成9年9月、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会は、「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興のあり方について」という長文の答申書を大臣あてに提出しています。この中で学校給食の問題は、「学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育・管理の充実」の中で取り上げられています。

そこでは、学校給食は、「学校保健・学校安全・学校給食の三つの学校健康教育の中で相互に連携しながら一体的、総合的にとらえて取り組みを強め、児童生徒の健康の保持増進を図らなければならない」と位置づけています。

さらには、健康教育の実践では、教諭だけでなく養護教諭や学校医に加えて、学校栄養職員など専門性を有する教職員も含めて幅広く考える必要があると指摘をしています。

また、そうまでして学校給食の位置づけを高めていく必要があるのはなぜか、そのことについてもこの答申では触れています。

「学校給食の今日的意義について」をわざわざ1項目起こして、中学校給食の実施率を高める必要性にも言及しておりますので、やや長くなりますが紹介しておきたいと思います。

「個々人のライフスタイルの多様化や外食産業の拡大など食生活を取り巻く社会環境などの変化に伴い、外食・加工食品の利用者の増加や朝食欠食率の増加など、個々人の食行動の多様化が進んでいる。このような食行動の多様化を背景に、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満などの生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな健康問題が増加をしている。

学校における食に関する指導は、従来から関連教科などにおいて、食生活と心身の発育・発達、食生活と心身の健康の増進、食生活と疾病などに関して指導を行ってきたところであるが、こうした食に関する現代的課題に照らすと、生涯を通じた健康づくりの観点から、食生活の果たす重要な役割の理解の上に、栄養バランスのとれた食生活や適切な衛生管理が実践されるよう指導することが求められる。

学校給食は、栄養バランスのとれた食事内容、食についての衛生管理などをじかに体験しつつ学ぶなど、食に関する指導の生きた教材として活用することが可能である。こうした学校給食の活用により、栄養管理や望ましい食生活の形成に関する家庭の教育力の活性化を図る必要がある。学校給食は、社会全体として欠乏しているカルシウムなどの栄養摂取を確保する機会を学齢期の児童生徒に対して用意しているという機能も果たしている。

このような学校給食の今日的意義と役割を考えると、現在、完全給食の実施率が約6割である中学校については、未実施市町村において積極的な取り組みが望まれる」、このように中学校の生徒の段階まで完全給食を重視して、普及していく必要性を強調しているのであります。

さらに、山形県教育委員会もこうした状況を踏まえて、県議会文教公安委員会で「中学校給食の実施率を高めたい。当面、県内市町村の所管課長会議や校長会議などいろんな機会をとらえて、そのことを呼びかけていきたい」と答弁し、取り組みを強めていくことを表明しています。

私たち日本共産党は、先日、県教育委員会とこの問題で懇談しました。この中で県内市町村がこの中学校給食の実施をめぐる問題で種々見解が分かれていることについて問いただきました。これに対して、斎藤俊昭保健福利課保健主管は「中学校給食の実施率を高めたいというのは県の一貫した態度だ。この間、上山市、尾花沢市で実施に向けて具体的な取り組みを始めた自治体もあるし、新庄市、酒田市などでも市長が議会で前向きな答弁をしているなど、これまで未実施自治体でも動きが出てきている。中学校給食に対する認識については、一部の自治体に無理解もあるようだが、これについては改めるよう求めていきたい」と述べています。

さらに、現場の教師から現行のカリキュラムでは給食の時間をとることに無理があるという声が上がっていることについて、「県として現場の状況を調査し、完全給食を実施できる環境づくりを検討してみたい」と答えています。

この寒河江市でも中学校完全給食を行うべきだということを、私は何度も何度も教育委員会と議論を重ねてまいりました。しかし、平成7年3月に「見解」を発表してからは、先ほど言いましたように、市の教育委員会の答弁はそこから一步も出ないまま、オウム返しであります。

子供たちを取り巻く環境や情勢は、今紹介したように、文部省の保健体育審議会の大臣答申や県の教育委員会の見解を見ても、大きく激しく変化しているのであります。こうした情勢の激変に速やかに対応できる柔軟な思考と判断力が求められているときに、「固まったままの態度」というのはいかがなものかと考えます。

県教育委員会の見解や保健体育審議会の答申を十分に検討精査した上での、今日の時点での市教育委員会のこの問題での見解を改めて伺って第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、寒河江ショッピングセンターの問題でございますが、希望者云々についての御質問でございます。

寒河江ショッピングセンターにつきましては、市が取得してビルの取得費及び改造費について国の補助を受け、中心市街地の活性化の拠点施設として整備をいたしております。

整備の内容は、御案内かと思いますが、地下1階から地上2階までは商業施設とし、3階から5階までは公共施設としての活用のほか、民間非営利団体への事務所の貸与やカルチャー教室に対する賃貸を考え、テナント料も含めて、本年4月5日号の市報でテナント等の募集を行ってきたところでございます。

募集期間は4月5日から20日までとして募集いたしました。その結果、テナントの希望者は24名で、希望面積は1,133坪でありました。

若手後継者や新たに商売を始める人のためのチャレンジショップコーナーには、9名で54坪の応募者がありました。募集の締め切り後、配置面積の調整のため応募者にお集まりいただいたところでありましたが、チャレンジショップに応募された5名の方が辞退されました。チャレンジショップは現在のところ4名で25坪でございます。

テナントについては調整している段階で3名の方が辞退され、5月22日の市議会全員協議会のときに示した資料のときは21名で1,059坪でありました。資料に示した2階平面図にある衣料品の26坪については、テナント者名が空欄になっております。したがって、応募者が希望どおりの面積を確保しても、まだあきがある状態です。

また、入居、非入居の基準ということでございますが、売り場面積より応募者の面積の方が多くなった場合には、テナント者の入居選考委員会なるものを設置しなければならないと考えておりましたが、希望どおりに配置してもあきがある状況でありましたので、入居選考委員会を設置しなかったところでございます。

また、2階のゲームセンターにつきましては、先日、青少年育成関係18団体の御意見をいただきました。意見の中には、商業施設としてはゲームコーナーがあってもよいのではないかとの意見もありましたが、市の公共施設となるのであれば、公共施設に入居させる業種としてはふさわしくないのではないかとの意見もありました。それらのことを踏まえ入居をお断りすることにし、ゲームセンターの社長から承諾をいただいたところでございます。

したがって、2階のフロアは現在はその場所も含めてあいている状態でありますので、商工会と一体となり、新たなテナント者を探しているところであります。9月のオープンまでには全部埋まるようにしたいと努力をいたしております。

今後においてもテナント者の出入りについては予想されることでありますので、常にテナント希望者の門戸を開いているところでございます。

それから、市街地のビルからパオビルに移動しただけの業者が多いのではないかという御質問がございました。

現在入居が決まっているテナント者は20名であり、うちパオビルで営業されていた方が12名で、新規入居者は8名であります。8名のすべてが現在の店舗を閉めてパオに入居するということではなく、全員がパオでの新たな事業展開でございます。

チャレンジショップの4名は新たに商売を起こそうとする方々であり、当然他の場所からの移転ではございません。

カルチャー教室については5名おりますが、うち、これまでもパオで利用なされている方が1名、新たに

教室を営む方が1名、駅前の区画整理の関係者が1名、現在本町地区で教室を開いておりますが、その場所は継続して営業し、さらにパオの中で2店舗目として事業拡張する方が1名おります。もう1名の方は市内で教室を開いておりますが、そこを閉じてパオに入居されるとのことです。

したがって、テナント者20名、カルチャー教室5名のうち、駅前区画整理の関係を除いては1名のみが現在の店舗を閉めてパオに入居されるものであり、残りの23名については入居することによって従前の店舗にあきが生ずるといえるところではありません。

ボランティア団体等に直接の呼びかけというような御質問もありました。

ショッピングセンターの取得については、昨年12月末、本年に入り2月、3月、4月と新聞紙上に載っており、市民の間でも話題となっていたところでありました。中でも3月末と4月の新聞では、民間非営利団体の事務所の件も具体的に載っており、関心のある団体は新聞記事を見ていたのではないかと考えております。

4月5日号の市報で事務所及び賃借人の募集として、3階から5階までの一部を民間非営利団体とカルチャー教室の希望者を募りました。賃借料は、民間非営利団体については、民間非営利団体等の支援の一環として無料といたしました。

この募集期間も4月5日から4月20日までといたしましたものであります。締め切ったところ、7団体からの応募があり、面積も確保されることから全団体の入居を認めたところではありますが、現在までに1団体から辞退があり、1カ所があいている状況であります。

資金も乏しく事務所を持たない団体に直接利用を呼びかけなかったのかということですが、どの辺の団体まで呼びかければよいのかというようなこともありますし、民間非営利団体の事務所の貸与については、市報で募集したほかはどの団体にも直接の声かけはいたしていないところですが、借りたいと思った団体は市報を見て募集されたのでありまして、個々に直接呼びかけをすれば、そのことによって公平性のこととか別な問題が生じてくるものと思われ、そのようなことは考えないところでありました。

それから、自動交付機のことについての御質問があったわけですが、まずオープン時期について5月26日の臨時議会のことがありました。

確かに5月26日の臨時議会の中で自動交付機のことを質問あったわけですが、そのときの答弁といたしましては、「経費等は次の議会あたりに持ちたい」として、「9月のオープン時には間に合わない」と、「半年ぐらいかかるのではないかと」と、「システムとかカードの交付とか鋭意検討している」と答えました。

検討した結果、14日に松田議員にもお答えしたとおり、平成14年度から全国的に開始される住民基本台帳ネットワークシステムを最大限に活用して、より多様な充実した住民サービスを効果的に推進するために検討している段階でありまして、今自動交付機を設置しますと、また新たな自動交付機の設置、ホストコンピューターと端末機の接続、そしてカード発行等の諸経費が不経済になりまして、市民にとってもカードの切りかえの煩わしさと混乱が生じるためと申し上げたところでありまして、変わりはないところであります。

次に、パオビルに住民票などの自動交付機を設置しようと考えましたのは、パオビルの3階から5階までの公共施設の活用検討委員会及び市報で募集した具体的アイデアの中で設置の提言があったのでありまして、検討した結果、中心市街地に位置する公共施設は多くの市民が土曜・日曜・祭日にも利用することが予想され、住民の利便の意味からも、ビルの1階に置くことがよいのではないかと結論に達し、1階に置くことにいたしましたものでございます。

白岩、柴橋等の地に住民票などの自動交付機の設置についてでございますが、これも14日に答弁いたしましたように、パオビルは中心市街地に位置する公共施設であり、この種の窓口的なものがあってもしかるべきであるとし、白岩、柴橋地区は道路整備等によりまして時間的、空間的な観点から遠隔地という考えは持っておらず、両地区に当面自動交付機の設置は考えていないところでございます。先日答弁したとおりでござ

ざいます。

それから、ビルの活用についてのアンケート云々の御質問でございます。

ビルの取得の方向の考えにつきましては、昨年の12月14日の議会の全員協議会におきまして、「本市の中心市街地のまちづくりの観点から、買い取りを視野に入れて前向きに検討していかなければなりません」と申し上げ、市といたしましてはビルの活用と運営について早急に検討しなければならない状態にありますので、12月10日にビルの活用について想定されると思われる課による検討会を設置しまして、4回にわたり検討いたしてまいりました。

また、12月議会において商工会から議長に出された「寒河江ショッピングセンター・パオ2丁目ビルの活性化支援についての陳情」に対し、取得したビルの利活用及び管理については広く市民の意見や提言を求めるとの附帯決議がなされたわけでございます。1月に入ってから、市内の30に及ぶ各種団体の方々より、ビルの有効な活用についての意見提言をいただいたところでありました。この結果につきましては、3月28日に開催していただいた寒河江ショッピングセンターの進め方についての議員懇談会で資料として示して説明を申し上げたところでございます。

もっと広く意見を聞くべきだと提言もあり、4月5日号の市報に、3階から5階については教育文化施設や高齢者・若者・子供たちが思い思いに楽しく過ごせる交流施設としての利用を考えておりますが、具体的アイデアを募集いたしました。その結果については、これまた5月22日に開催していただいた全員協議会の資料として示し、説明いたしましたとおりであります。

協議会のときにも申し上げましたが、市報の応募にあった市立病院の一部機能移転は、現時点では実現が非常に難しい提言であります。また、4階から3階への滑り台の設置は、これも難しい提言であります。循環バスの運行を除いては、庁内の活用検討会及び各種団体との座談会の結果とおおむね似通った内容であると申し上げたところでございます。

このように、庁内の活用検討会はもとより、30に及ぶ各種団体、さらには市報で市民に具体的なアイデアを募集するなどして、また議会にも示しながら活用案を決めたものであり、3階から5階における公共施設としての活用案については、市民の声というものは十分に反映されたものと思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政のあり方についてお答えいたします。

今日、子供の教育をめぐる諸問題につきましては、最近の青少年の犯罪の多発傾向とも相まって、マスコミにおいて連日のように大きく取り上げられており、市民の関心も旧来に増して高いものがあると認識しております。

また、社会問題となっておりますこのような青少年の事件の中にも大変痛ましい凶悪な事件までもが相次いで起こっていることに関しまして、教育行政を預かる一人として深く心を痛めているところであります。

これらの事件の要因や背景については、多方面からさまざまなことが指摘されておりますが、その一つとして家族や家庭のあり方の問題も論じられております。中でも親子のつながりの希薄さ、家庭における子育ての姿勢などの課題も浮き彫りにされており、教育関係者のみならず、私たち大人への警鐘ととらえているところであります。そして、子供の教育を人任せ、学校任せにするいわば親が不在の子育てではなく、手づくりの温かさと厳しさと愛情あふれる子育てが今本当に求められている課題であると指摘されております。

さて、本市における学校給食についてであります。この実施については、安全でおいしい給食が提供できるように支援してきたところであります。このために、地元業者への食材の発注、御飯給食での地元産米の使用を初め、郷土食給食、オールドブル給食などの取り組み、さらには0 - 157対策を初めとした衛生管理の徹底など、学校給食の充実に努めているところでございます。

中学校給食について何点か御質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、中学校給食の今日的意義についてであります。学校給食はそもそも、戦後の食糧不足の時代にあって、子供の食を確保するとともに、より高い栄養補給に努め、児童生徒の健康維持と体位の向上に寄与するために実施されたものであります。

しかしながら、近年においては生活水準が向上し、食生活は一般的に豊かになったと言われております。このような中でも、一方において今日の青少年の不規則な食生活からくる栄養摂取のアンバランスも見られ、食生活を新たな今日的課題を踏まえて質的に改善する必要があるとの指摘もあります。

つまり、学校給食生活発足当時とは著しく食糧事情が変化してきており、学校給食法の「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与する」というねらいそのものが変容している傾向にあると認識しております。

学校給食の教育的役割については、学校給食法第2条の四つの目標に示されておりますが、児童生徒を取り巻く食事環境を踏まえ、小学校における完全給食を通じた給食指導を充実させ、さらに中学校における弁当・ミルク給食の実施により、みずからの食生活について学校での各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間などの学習と結びつけるとともに、家庭との連携を図り、協力を得ながら学校給食の目標実現に向けて取り組んでいるところであります。

次に、保健体育審議会の答申についてであります。御案内のように、平成9年9月に「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興のあり方について」が文部大臣に答申されております。これは、生涯スポーツや学校における体育・スポーツ及び健康に関する教育、家庭や地域社会におけるスポーツ健康学習、さらに競技スポーツの振興など、生涯にわたる心身の健康の保持増進のため、幅広い分野について提言を行っているものであります。

この提言の中には学校給食に関する部分もありますが、これはさきに述べましたように、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、カルシウム不足や脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、朝食欠食率の増加、肥満症等の生活習慣病の増加や若年化などの今日的な新たな課題を示してきているものであります。

このような中であって、各学校では実際の指導を展開しており、その一例として、毎年心をはぐくむ給食週間を設定し、小学校では改めて食の大切さを気づかせたり、中学校では栄養と心身の健康、朝食の大切さなどについていろいろなデータを使って学んだり、弁当をつくってくれる母親や家族との心の交流を図ったり、創意工夫しながら実践しているところであり、学校栄養職員との協力した指導も充実し、一定の成果を上げております。

今後ともバランスのとれた食事内容や衛生管理、望ましい食生活の形成などについては、関連教科などの指導とあわせ、教育活動全体の中でより一層推進していくとともに、家庭との連携、協力を深めながら取り組みを進めていかなければならないと考えております。

中学校の給食実施についても提言がございましたが、本市では学校教育の今日的課題、学校経営上の問題、家庭の教育力との関連、行財政とのかかわり、学校給食の教育的な役割などの観点から、総合的に判断いたしました見解を申し上げてきたところであり、これまで申し上げたように、小学校における完全給食と中学校における弁当持参のミルク給食の9年間を通した指導により、学校給食の目標を達成できるものと考えております。

次に、県教委の見解についてでございますが、中学校給食実施に関する考えは伺っております。しかし、これは一般論としての見解であり、学校現場におけるゆとりのある教育の問題や財政的な問題もあるので、具体的にはあくまでも各自治体の主体的な判断にまつべきものであり、各市町村教育委員会の主体性を尊重するものであるということを伺っております。

市教育委員会といたしましても、小学校での完全給食の充実を図りながら、その上で中学校において弁当持参、ミルク給食を実施し、家庭教育との役割分担と密接な連携を図りながら、ねらいや目標達成ができるものと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 市長の答弁は、いろいろありましたけれども、結局、このパオビルの利活用について、市のやったことは大筋で誤りはなかったと、そういうことを述べているのではないかなと理解しました。

ところが、あのボランティア団体一つとっても、今寒河江市内には46の団体、そしてこれは県の資料や寒河江市の資料にもきちっとその団体名や責任者名、連絡先等が載っている、そういうデータも持っているはずであります。そういう人たちに連絡しなかったのは、不公平になるからだというような発言を市長はされました。ただ市報で募集したのに声がかかるとを待っていたんだと。

果たして5階を非営利団体の部屋として、スペースとして活用していくという方針が最初からあったのであれば、非営利団体というのはほとんどボランティア団体であります。それ以外の団体というのがもしあったらお聞かせいただきたいんですけども、実際には寒河江には存在しないのではないかなと思っています。ですから、当然すべての非営利団体に入居を呼びかけることは可能だったんであります。

最初から五つや六つのスペースしかないところに、非営利団体の皆さん入ってくださいと呼びかけたら当然殺到するわけでありまして。ですから、最初から幾つかの団体というふうに、決めうちといいますか、ある程度の腹づもりがあってあの市報に載せたのではないかというような気すらするわけでありまして。

結果として、いわばボランティア団体とはいっても比較的資金的には潤沢なロータリーとかライオンズとかが主たる入居者になったといういきさつですね、これはどうしても私は理解できないのであります。(「市長も会員だから」の声あり)それはそれぞれの勝手な推測でありまして、そういうふうには私は思いませんが、少なくともそういう、いわば市民から見てもおかしいなというふうな思いを抱かせるような結果になっているわけでありまして。そういうことのないような募集の仕方、あるいは呼びかけの仕方をすべきだったのではないかと私は思っているわけです。

実際に市報というのは見た人、4月5日の市報は実は非常に分厚い市報でありまして、市長の施政方針演説の全文が載っている市報であります。その市長の施政方針の記事の後に1ページ分載っていると。パオビルの入居の案内が載っています。だから、気がつかない人も相当いたのではないかと私は思っています。そういうようなやり方もいろいろ問題があったと思います。本来ならば、市報の市長の施政方針のあれはずらして、別な市報に募集を載せると。いわばメインの記事として載せるといような配慮も必要だったのではないかなと思っています。

ですから、私がお話を聞いたあるボランティア団体の代表は「ちっとも知らなかった」と、あるいは「知っていたけれども自分たちが入れるとは思わなかった」と。あの書き方は「非営利団体」という書き方があります。普通「非営利団体」と言われてぴんとくるような人は余りいないんです。「ボランティア団体」というふうに書かれればわかりますけれども、そういう専門用語といいますか、そういうふうなやり方、募集の仕方、すべてがいろんな意味で応募者がそれに手を挙げる際の障害になったと、それが一つあったのではないかなと私は思っています。

そこでは市長はやり方は正しかったと言っているわけですから、これ以上かみ合わないわけですが、現実にはあの入居の顔ぶれを見ると、そういう結果になっているのではないかという市民の間からの批判や疑問が出てくる結果になっていると。

それから、空きビルの問題については、それは例えばカルチャー教室、一つは音楽教室、それからパソコン、それから塾であります。あとは生け花等がありますけれども、私は本来駅前再開発の中の中心に、音楽、楽器屋さんなんかが入るのかなと思ってましたけれども、そうではないわけですね、そうすると、パオの方に移転をしますと。

それから、塾の方もすぐ目と鼻の先にもう一つのビルにそのまま入居し続けながらパオビルでも塾をやるということなわけです。果たしてそんなことが実際の経営スタイルとして可能なのかどうか私はわかりませ

んけれども、市長がそう言うんであればそうなのかなというふうに思いますけれども、これはもう少し成り行きを私は見たいと。

パソコンについてはそっくり移転をするということで、あくということが市長の答弁からもわかったわけですが、そういういわば選考する際の考え方、隣のビルからそっくり移ってきて、そのビルがあくというような団体や店舗には貸さないというような基本的な姿勢が必要なのではないかと私は思います。

それから、自動交付機の問題にしても、またまた珍答弁が出てきましたけれども、道路整備が進み、白岩、柴橋には設置は考えていないというようなことで、じゃあ、なぜ市の中心部につくるのかと。道路整備どころじゃない、駅前再開発がやられて一番道路の整備が進んでいるところになるわけですが、そこに一番いい環境のところに、市役所からほんの1キロもないところに交付機をつくるのに、設置するのに、なぜ遠隔地の足のない路線バスもないようなところの人たちが住んでいる地域に設置しないのかということに関しては、全く答弁になってません。

市長の今の答弁は、そっくり起こしてあの地域に配布したらいいと思います。これは「何てとんでもないこと言ってるんだ」というふうになります。そういうふうな余りに頑固なわけのわからないことをいつまでも言っていると、やっぱり住民から反撃を受ける、そのぐらいの心構えでいてください。これはちょっと私は納得できません。

しかも、投書があったということですね。アイデアの募集、パオビルに自動交付機をつけてほしいという、それは何通だったんですか、何件だったんですか。5月の臨時議会では、内部の検討でたくさん出たという話だったんですね。そこら辺は一体どういうところからどういう意見が出て自動交付機をつけようというふうになったのか非常にあいまいです。

人がいっぱい寄るから、その寄るところに置こうなんていう、何と申しますか、順序が逆なんですね。そういう人寄せパンダの役割を自動交付機にさせようとしている、そんな発想でやられるのは私はちょっと我慢がならないわけですが、同時に、5月26日の臨時議会では「少なくとも今年度中にはなるのかな」とみんな思ったんですけれども、たった1週間か2週間やそこらでころっと態度が変わったという理由についてもお聞きしたわけですが、内部でいろいろ検討したと言いますが、実はその前にもいろいろ検討があってああいうふうになったと思うんです。

私は多分、去年住民基本台帳のオンライン化という法律が制定されて、既にこれは明らかになっていたわけですが、そのことが検討から抜けていたのではないかとこのことを指摘したわけですが、それは、そういうことはなかった、そういうことは知っていたんだけどもやろうとしていたんだということなのか、それとも知らなくて、それが改めて臨時議会の後に明らかになって、じゃあ、むだだから14年以降にしようというふうになったのか、そこら辺の行政側の見解の変更をきちっと示してもらわないと、私たちは議論をしていく際の唯一の手がかりが当局の答弁や当局の発表なわけですが、その基準が私たち自身持てなくなるということもありますので、今後のことでもありますので、いろんな政策の変更、あるいは内容の充実とかいろんなことがありますけれども、そういう際の理由をきちっとやっぱり明らかにすべきだと思います。

それから、住民の声を聞くことについても私は以前から言ってきました。このことについては、私たち寒河江民報を市内の新聞に折り込んで、臨時議会での私たちの見解、あるいはこの間一連のパオビルの問題についての見解を市民にお知らせをしました。そしたら物すごい反響でした。

いろんな意見がありましたけれども、おおむね「おまえたちの言うようなことが正しい」というような指摘が多かったのであります。要するに「住民の声をもっと聞け」というようなことに関しての御意見が多かったわけですが、幾ら団体長あるいは市役所の内部で何回も何回も検討しても、一般住民にはその声はおりていかないんです。これが今の実態です。ですから、この問題では蚊帳の外に置かれた市民がたくさんいるということなんですね。そのことを市長はどの程度理解しているのか。

幾つか例をさっき挙げましたけれども、ほとんどそうでしょう。ゲーム機にしても、ボランティアの問題にしても、あるいは自動交付機の問題にしても、こういう実態が現実にあるわけですから、市長自身の認識をもう少し変えてもらいたい、そこのところを。

市長に近い人は恐らく非常に早く情報が入ったと思います。しかし、そうでない人たちにとっては全くわからないまま、あるいは実情をよく知ることができないまま自体が進んだというようなことではないかなと思います。そんな偏りでは、今後寒河江市政を運営していってもらう場合、大変困ったものだというふうに私は思いますので、再度そのことについてお聞きしたいと。

それから、学校給食の問題についてでありますけれども、相変わらず同じ答弁でした。大変残念に私は思います。

今、家庭の教育力、あるいは家庭の食に対する考え方の重要性、あるいは親子の対話というようなことに非常に力のこもった答弁でありました。その保健体育審議会の答申では、そのことを踏まえて、学校教育でやれる、学校給食を通じてやれる重要性についても触れているんです。これは順序を逆さまにしてしまっただめなんですね。

今、御存じのように外食産業あるいはコンビニ等の非常に隆盛期であります。県のプロパンガス供給事業をやってますけれども、これのガスの使用量が非常に減っているという話なんです。一つの例ですけども、家庭で余りガスは使わなくなったというようなことを県では言っています。これは外食産業や冷凍食品等の普及の結果だというふうなことを分析しているようですけれども、このように教育委員会が何を言おうと実態はそういう方向に流れているんです。

そういう実態を踏まえて、家庭と力を合わせて教育がやれることということを保健体育審議会は今の段階での現状を踏まえた見解を打ち出しているんです。ですから、10年前と同じような考え方にこだわって現状をとらえ間違ふ。そこところの理解がとまっているということをお私第1問で言ったんですけども、相変わらず同じであります。

県教育委員会の見解は一般論だと、それは当たり前でしょう。指揮監督権あるいは強力な介入する権利は県の教育委員会は持ってないんです。だから、一般論でも普及率を高めたいと、具体的に県内の動向も紹介しながら、校長会や主管課長会議でもぜひやってほしいということをお要請しているわけでしょう。そんな一般論だなんていうことは当たり前ですよ。権限があれば、もう寒河江なんかはとっくにしていけないんです。そういう介入する権限がないからお願いしているわけでしょう。

何かおかしいですよ。県の教育委員会の見解、一般論であるということをお伺っているなんていうのは、これはちょっとおかしい。それは当たり前なことなんです。やりたくないために、何とかやりたくない理由をいっぱい並べて、それを強調するというやり方は教育者らしくないですよ。非常に尊敬する教育委員長であり教育長でありますので、ぜひ教育委員会の中で再度保健体育審議会の答申の内容を検討精査していただきたいということをお第1問でも申し上げましたけれども、そこところをもっと虚心坦懐に見ていただきたい。あくまでも変な理屈ばかり言っていると、やっぱり笑い物になりますよ、寒河江の教育委員会は。

上山でもやらないと言っていたのがやるようになったという報告を聞いてますし、尾花沢でもそういう方向に進んでいるということをお聞きしました。そういうふうな県内の自治体、主要自治体の中でも少しずつそういう方向に、実施率を高める方向に進んでいる中で、寒河江だけがいつまでも孤立した状態にいるのは、保護者に対しても、あるいは地域の人たちに対してもいろんな意味で問題があるというふうに思います。ぜひ再検討を促して、その考え方、ぜひ教育委員会で時間をかけて検討していただくということをお伺いしたいと思います。それをぜひやっていただきたいということで第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず自動交付機のことですが、これはあそこに設けようと、あるいは場所を確保しようというようなことは、やはり何回も申し上げましたように、中心市街地の中での最も人の集まる場所であろうということでもございますし、中心性というものを確保する上におきまして、やっぱり公共的な施設と、商業的な機能を持ったところの合体したところの施設であるということにおきましては、やっぱり一つの窓口といいますが、市民課的な窓口というものがあってもしかるべきじゃないかなと、こういうような判断をしたわけでもございまして、そういう中で住民基本台帳との問題が、これも十分了知しておたわけでもございます。これを見ますと、14年の8月ころですか、14年度になってから作動すると、全国的なネットワークとして稼働するというようなことが今いろいろ議論されておるわけでもございまして、これにつきましては住民基本台帳の問題で全国的な話題にもなっておりまして、また新聞報道等、あるいはマスコミ等々が非常に取り上げたというようなこともございまして、これをどのようにして受けとめていくかということもいろいろ考えてわけでもございまして、自動交付機ということになりますと、これまでも申し上げましたように、単に住民基本台帳でございますと住民票だけでございますけれども、自動交付機で市独自の対応ということになりますと、それ以外の機能も持たせることも可能なわけでもございますけれども、その辺を、何々の機能も持たせるのか、あるいはどの辺までの経費がかかるのかというようなこと、そしてまた、平成14年の8月ころまでに、1年8カ月ですか、2年近くあるわけでもございますけれども、そういうことをやった場合に、切りかえるというようなことになりますと、経費の不経済の問題も出てくるだろうし、あるいはまた、かえって市民に対するところの戸惑いというようなことも考えられるのではなからうかなと。

こういうことをいろいろ考え合わせまして、これはまず場所だけは確保しておきましょうと、そして十分な検討の上でこれを図っていこうと。ですけれども、中心市街地の中での、そして土曜・日曜、あるいは祭日というようなことを利用しての自動交付機を活用するというようなことにつきましては、これはやっぱり考えていかなくちゃならない問題ではないかなと、こういうことを考えたところでございます。

それから、市民の声の吸い上げ方、あるいはボランティアの声の聞き取りということについてのお尋ねでもございますけれども、いろいろショッピングセンター・パオ2丁目につきましてはこれまで話題を呼んできて、市民の中でもどうするのかと、こういうような話があったわけでもございますし、私もいろいろ会合等々におきましては話もしたり、あるいは意見なども聞かせていただいたところでございます。そういう中で、実際に市で取得して、そしてこれを公共施設と、あるいは商業機能というものを持たせるという判断をしまして現在に至っておるわけでもございます。

そういう中で、関係者からもいろいろお話を伺っておるわけでもございまして、これまでの意見の聞き方としては、本当に十分意を尽くしてきたと私は思っておりますし、また庁内の関係課におきまして、これをいろいろ市民の声というものを集約しておって、その中で何回か打ち合わせをしたと。こういう経過があるわけでもございますから、市民の声の吸い上げ方ということにつきましては、十分意を尽くしてきたものと思っておるわけでもございます。

市報等の登載につきましても、このように大きく取り上げておるわけでもございまして、これまでにないような大きな取り上げ方もやったところでもございまして、非常にわかりやすくということに心がけてしたつもりでもございますけれども、そういう中でいろいろ自主的な判断でそれぞれの団体から貸し付け等々の御要望があったわけでもございますが、それらに向けて調整を図りながらここまで進んできた、ということだろうと思っております。

それから、大きな問題は、そういうことでもございまして、あと具体的な数字をという御質問もあったわけでもございますけれども、担当の方から申し上げたいと思っております。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 教育委員会の方ではオウム返しのようにいつも前の見解に対してそれを唱えているだけだというふうな御指摘ありましたけれども、決してそうではございません。

教育委員会でもいろいろ検討しておりますけれども、私、このごろいろんな会合なんかで話をする機会もあって、今高等学校なんかもいろいろあって調べております。今高等学校で一番困っている問題は何かというと、文化祭なら文化祭を行おうというふうにしたときに、子供たちの会話が成り立たないので何も決められないということが非常に大変だということが話し合われております。これはこの辺だけだろうかということを見てみたところが、生徒指導という本の中にもそういうことが載っておりました。話し合いにならないんだということです。

私、今、朝も一緒に子供たちも御飯を食べないという生徒もいっぱいいるということも知っております。それから、昼なんかも、もし給食をどんどん実施したとしたら、やっぱり弁当をよこすことによって、親子のつながりというのが弁当、あんな弁当をよこしてとか、こういう弁当にしてもらいたいと、これだけでも対話が私はあると思うんです。ところが、親が金だけ出して昼間の弁当これで食べというような形になった場合に、ますます私は対話というものがなくなるのではないかと懸念するわけです。

そういうことで、今、お父さん、お母さん方の仕事も見られない。昔なら親の仕事を見ながら成長したわけですがけれども、親の仕事なんかも見られない。会社に行ってしてますから親のいいところを何も見られない。親がただ金をよこすだけというふうなことになったならば、やっぱり子供の教育上はよくないと思います。そんな意味で学校給食というのはやっぱり弁当の方がいいのかなと思っております。

それから、いろんな栄養面でということがありますが、確かに都会の方でははさみだけあって何も料理をつくらない、買って来たものをすぐするというふうなことも聞いております。これは非常に大変なことだというふうに思います。ところが、寒河江市は非常に父兄なんかもしっかりしておるし、そこまでは落ち込んでいないと思っております。

そういうことで、今やっぱりこういうことを啓蒙していく、親の方にもよく啓蒙していったら、弁当をつくるということはこのぐらい意義があるんだということであれば、あと栄養面なんかもいろいろ相談に乗ったり指導したりすれば、やっぱり給食にするよりもずっといい方向に進むのではないかと私たちは考えている次第です。

なお、今保健審議会の答申について検討してほしいということが遠藤議員からありました。この件については十分検討したいと思っております。

それでは、具体的なことについて教育長の方からつけ足してお願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 小学校では完全給食をやって、生きた教材として家庭の食生活を見直すなどの営みという、そういった働きも出てきているわけですが、ただ中学校では弁当を持参してということで、食生活にかかわる現状について大変問題があるということは私たちも認識しておるところです。

これは学校においても非常に重く受けとめて、例えば父兄会の講演会等については、食生活についての講演会、あるいは保健委員会での議題、それから社会教育と連携して、例えば西部公民館でのほのぼの講座などという中で、3回に分けて連続的に食にかかわる講演会等も行っており成果を上げているところです。

また、中学校での「心をはぐくむ学校給食週間」という週間を設けまして、子供たちが弁当を食べた後に、弁当をつくってくれた人に感謝しようということで感謝のメッセージを書くと。そして、その空弁当を持って行って、そのメッセージに対して家族から返信を書いてもらうという取り組みなんかもございます。

ちょっと時間がないので具体的には紹介できませんけれども、非常に弁当を仲介にして家族と子供、子供も家族に入るわけですがけれども、家族間のコミュニケーションが非常にうまく成り立っている状況とか、あるいは子供の健康状態について親が直接、弁当を残してきたとか、あるいは残す物によって健康状態について知ることができると。そして子供と会話が弾むと、こんなことも出ております。

また、朝に弁当づくりを親子が共同でやって、それを父親がほほ笑ましく見ている。父親もそういうのに参加すればまたいいのかもしれないけれども、そういった状況等も見えてきております。

実際、朝忙しいときに弁当をつくるというのは大変かもしれませんが、そういった心の交流等も図れるというふうな意味なんかも考えて、そしてまた、そういう苦労を通してさまざま素朴で確実な母性愛なんかも育てていくのかなというふうに感想文なんかを読んで感じているところです。

以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 時間がないので簡単にしますが、パオビルの活用の問題では再度、少なくとも周辺の住民に問いかける、これでいいだろうか。市報にも発表になりましたけれども、こういう店が入るんだよという内容も提示して、このような内容でどうでしょうかということ、店舗の氏名も記載して、あるいは1階から5階までの利用する団体名も記載して、あの地域に入ってみたらどうでしょうか。ぜひそれをやってほしい。

そして、どういう意見が出てくるか、それをやらないと、どうも自分たちのやっていることが全部正しいというような主張で終わってしまっている、やっぱりそれは正しくない。再度そのところは、時間はまだありますので、やっていただきたいと思います。

それから、今教育委員長は生の声でお話しになりましたけれども、言ってることは見解と答申と同じ内容のことを言っている。要するに、弁当は家庭の対話の一つの象徴だというふうなことなわけですね、言ってることは。果たしてそうだろうかというところからこの疑問は、私たちの運動は始まったわけですし、食事全般、食事全体をきちっと家庭でやるということと、それから給食をとるということとは一緒くたにして考えないでほしいということなんです。何か弁当がすべてだというような収れんされていくような論法は、今の教育界の議論とも、いわば亜流です。そこら辺をきちっと理解しなければいけない。何より実施してほしいという父母の意見を、納得できるように説明する責任があると思います。

行政を預かる者の使命として、アメリカの独立宣言を引き合いに出すまでもなく、行政のあり方、市民こそが主人公で、市民から、市民のために行政はあるんだということを忘れてはならないと思います。住民から謙虚に学ぶという姿勢を忘れずに教育行政に当たっていただきたいということを……。

時間がないので終わります。

佐竹敬一議長 答弁何かありますか。佐藤市長。

佐藤誠六市長 門戸を開放しているというのは、どこも開放しておるわけございまして、ハートフルにいたしましても使える場所というようなものを用意してありますし、また今度の新しいところのパオ2丁目・寒河江ショッピングセンターにつきましても、まだ物理的に場所的な問題も余裕があるわけございまして、何も門戸を閉ざしておるわけではございませんで、利用したいというような方がございましたならば、十分希望に沿えるということになるかと思えますし、それは先ほども第1問で答弁したとおりございまして、そういう面におきまして中心市街地の公共的な施設としまして、広く市民から、あるいはいろいろな団体、ボランティア団体とかから要望がございましたら話を聞いてみたいと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午後 2時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、暑い方は上着をとられても結構でございます。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、通告番号14番駅前再開発事業の進捗状況について、質問と私の意見や考えを申し上げ、市長の見解をお伺いしたいと思いますので、誠意ある答弁を求めたいと思います。

寒河江駅前再開発事業は、ハード面の区画整理事業と商店街活性化のためのソフト事業の大きく二つの事業から成り立っているわけですが、道路整備や駅前広場、駐車場整備、駐輪場整備、駅舎移転などハード面の事業計画については、98年に一部変更になったものの、概要については、市民の皆さんも一定の理解はされているのではないかと思います。

しかし、そうしたハード事業を踏まえて、駅前の商店街はどのように生まれ変わるのか、駅前の定住人口は一体どうなるのか、にぎわいは取り戻せるのか、そのための対応をどのように図ろうとしているのか、寒河江駅前開発検討委員会の検討結果はどうなったのか、一般市民には残念ながら全然見えてこないであります。

特に、最近パオ2丁目ビルの取得問題に市民の関心が傾いていることや、駅前再開発事業も長期間にわたっていることなどから、駅前再開発に対する熱意や関心が薄れてきているのではないかと思います。

駅前再開発事業に着手してから7年も経過しているわけですから、既に関係者の意見は十分出尽くしたのではないかと思います。こうした関係者の意見を率直に取り上げ、それこそ思い切った大胆な手法を駅前の活性化に向けて具体的に明らかにし、具現化すべき時期であると思います。

こうした思いを込めて、以下質問を行いたいと思います。

最初に、仮換地など事業全体の進捗状況についてお伺いします。

駅前再開発事業は、1993年に事業が始まってから既に7年が経過し、ようやく駅前のあちこちに空き地が目立ち、いよいよだなという感じがするようになりました。事業終了まであと5年あるわけですが、全体の事業費 138億 8,600万円のペースで見た場合、進捗状況は何%と見ているのか、額にして幾ら支出したのか、支出総額をお尋ねします。あわせて、今後完成までの年度ごとの事業計画、事業費の見積もりについてお尋ねします。

また、現在仮換地指定の作業を継続中であると思いますが、公共用地取得のために区画外へ出ていった人や大家さんや地権者との話し合いにより去った人もおるとおもいます。最終的に区域内から出ていった人は何戸で、区域内へ残った戸数は借地・貸家も含めて何戸になったのかお聞きします。

最終的に残った方の土地について、現在仮換地を行っているわけですが、仮換地の件数は何件となるのか。そのうち仮換地に同意した人は何人で、進捗状況は何%となっているのかお尋ねします。

さらに、過小宅地の問題は解消されたのか。解消されたとすれば、どのように対応し解消したのかお尋ねします。

次に、「商業ゾーン等まちづくり全体のイメージを具体的に示してほしい」という市民の声を踏まえて質問します。

駅前再開発については、いろんな団体による検討委員会が設置をされたと聞いております。その検討委員会の中心は駅前開発検討委員会であったと思います。そして、検討委員会で検討された結果を具体的に実行していく受け皿として駅前商店街協同組合があったと思います。このほかに、駅前の若い商店主で構成するステーションアイ21という組織もありました。また、市庁舎の中にも庁内検討委員会も設置されました。

これらの組織は現在どうなっているのか、具体的な合意形成はなされたのか、現在の組織の現状について教えていただきたいと思います。

また、郊外店との競争に打ち勝つための具体的な課題である共同店舗構想や共同駐車場の整備、不足業種の誘致、商店街の意匠統一などによる町並み景観の向上、特色ある商店街形成など検討されてきたと思います。さらに、こうした町並み形成とは別に、郊外店と比較して家賃が高い、地価が高い、駐車場の負担が重い、建物の建築費が高いなど、中心市街地の経営コストについても指摘されてきました。経営コストのアンバランスを是正していくための方策も検討されてきたと思います。これらの課題についてどのように検討してきたのか、検討の結果、新しいまちづくりにどのように具体化しようとしているのかお伺いします。

また、複合施設、アミューズメントゾーンの具体化、飲食店ゾーンの合意形成はできたのか、現状についてお尋ねします。

複合ゾーンについては、昨年の3月議会で私が一般質問をした際は、地元主導としたパティオ方式等によるワンストップショッピング機能による商業核の実現について検討しているということでありました。しかし、複合施設構想は現在のところ実ってはならず、その面積の半分以上の面積が核駐車場建設予定地となっています。複合ゾーンの残りの部分はどうなるのか。一般住宅ゾーンとなるのか、商業ゾーンとなるのか、あるいは複合施設計画は消えていないのか、この際具体的に示していただきたいと思います。

アミューズメントゾーンについては、駅前にゆとりと潤いを創出し、イベントの場としての機能を備えることによって、多くの市民の交流拠点として駅前再開発の大きな目玉として計画されてきたものであります。その大きな目玉さえ、現在どうなっているのか市民に知らされていません。アミューズメントゾーン構想はまだ生きているのか、なくなったのか。あるとすれば、どのような計画になっているのかお伺いしたいと思います。

また、なか湯の再開については、空き店舗利用の成功例として中心市街地活性化基本計画にも繰り返し記載されています。このなか湯の存続、あるいは今後の利活用についてどのように計画されているのかお伺いします。

また、そば通り、みこし会館などの計画がマスコミをにぎわしたこともありました。こうしたアドバルーンは上げた人の責任もあるわけですから、どのようになったのか経過や結果を市民に知らせるべきだと思います。現状についてお聞かせいただきたいと思います。

さらに、新しいまちづくりに欠かせないのがバリアフリーのまちづくり思想であります。昨年10月12日に制定され、ことしの4月1日から施行されました「山形県福祉のまちづくり条例」は、障害者、お年寄り、子供に優しいまちづくりを目指した画期的な条例であると思います。

市長は、本市のまちづくりにおいて、この条例制定以前から障害者に優しいまちづくりを心がけてきたと思いますが、まだまだ不十分な点もありますので、駅前再開発事業におけるまちづくりにおいては、この県の条例を最低の基準として認識し、この基準を上回る努力を計画されていることと思います。障害者に優しいまちづくりについて、どのような配慮を計画しているのかお尋ねします。

特に、寒河江駅については、橋上駅舎を建設することになっています。障害者にとって階段を上ることは大変苦痛なものでありますし、車いす利用の障害者にとっては人の手をかりなければ上りおりができません。

県の条例によりますと、公共交通機関施設のエレベーターの設置基準は、1日平均の乗降客が5,000名以上の施設には設置義務を課していますが、寒河江駅の場合は平成10年度の平均乗降客は1,603名とのことです。設置基準のハードルが高く、寒河江駅は該当しないようではありますが、本市の場合、駅舎とあわせて自由通路も建設することでもありますし、本市独自にエレベーターの設置について考えてはいかがかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

次に、定住人口の確保であります。

すばらしい商店街ができて、商店街周辺に住む人口が少なくなってしまうのでは、まち全体に活気がなくなり、消費者が少なくなることは商店街の売り上げにも大きな影響を与えるものと思います。定住者の確保、消費人口の確保は、商店街の活性化に欠くことのできないものであります。そのために、アパート・マンションなどの集合住宅の建設、店舗と住宅の併用住宅化は重要な課題であります。

集合住宅の確保については、70戸、245人と計画されています。集合住宅の建設の検討結果と見通しについてお尋ねします。少なくとも区画整理事業計画にある128戸、450人の地区内人口の確保はできるのかお伺いします。

最後に、駐車場の問題です。

郊外店と市街地の商店の優劣の決定的な違いは、店と一体になった駐車場があるかどうかです。駐車場の確保は、商店街活性化の大きな課題であります。

現在の計画によりますと、駅の表側に核駐車場として70台、補完駐車場として商店街の中に2カ所、20台分程度の駐車場をつくることになっています。

しかし、日通跡地の空き地は、今整地作業が進んで駐車できませんが、整地作業を行う前は何十台という車が朝から晩までびっしりと駐車していました。これらの車は朝から晩まで動かないで駐車しているところを見ると、駅前の商店への買い物客でないことは明らかです。

こうした状況を見ると、区画整理事業によって新しい駐車場をつくっても、買い物客が利用できないおそれがあるのではないかと心配するものであります。買い物客が利用できない駐車場では、駅前の活性化、商店街の活性化は図られないと思います。

もちろん、区画整理事業による駐車場は買い物客のためだけに整備されるものではありません。しかし、全然利用できない状況では活性化につながらないのではないかと思います。核駐車場、補完駐車場の位置づけと来店者に対する駐車スペースの確保をどのように調整を図るのか、見解をお伺いしたいと思います。

その一方で、自分の店に来るお客さんの駐車場は自分たちの努力で確保することも当然であります。店舗同士の共同駐車場や店頭駐車場の確保などの話し合いはどのようになっているのかお尋ねします。

以上申し上げ、私の第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、仮換地事業の進捗状況でございます。

駅前中心市街地整備事業は、御案内のように「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市寒河江」と「花・緑・せせらぎで彩るまち寒河江」がイメージされるようなものとしまして、また、にぎわいと魅力ある中心市街地の形成を図るため、都市施設の充実強化、商業施設の再編などによる都市機能の再構築を進めているところでございます。

また、平成14年度に開催されますところの「第19回全国都市緑化やまがたフェア」に向けまして、地元関係者皆様方の御理解と御協力をいただきながら、なお一層の事業の促進を図っているところでございます。

事業費ベースでございますが、中心市街地整備事業の事業費は、区画整理事業、それから街なか再生土地区画整理事業、街並みまちづくり総合支援事業、中心市街地活性化公園整備事業及び単独事業を合わせまして、総額約 138億 9,000万円で計画しております。

平成12年3月末までの事業費は、決算ベースで約43億 2,000万円と見込んでおりますので、執行率では約31%となります。

事業期間でありますところの平成16年度までの年度ごとの主な事業についてでございますが、11年度は、昨年度でございますけれども、平成12年1月24日に起工式を行ったところでございまして、本格的な築造工事に着工しております。本市の東西の都市軸である柴橋日田線の本町十字路周辺の整備工事や卯月製麺工場跡地に係る区画道路の築造工事を行い、さらには山交バスターミナルの仮営業所用地の整地工事等を行ってきておるわけでございます。

今年度、平成12年度は、駅前広場築造と都市計画道路本町駅前線に係る山交バスターミナルのところと丑町橋のかけかえ工事、並びに駅前広場周辺の区画道路等の築造工事を行ってまいりたいと思っております。

地区内の建物移転としましては、工事工程との整合性や移転可能な方々を対象に、約24件の移転補償を計画しているところでございます。

また、平成13年度に移転計画している駅舎等JR関連施設につきましては、本年度に移転補償契約を締結いたしまして準備作業に取り組んでいただく考えでございます。さらには、自由通路の詳細設計に取り組んでまいります。

平成13年度には、JR施設の移転工事と自由通路の工事、駅前広場、駅周辺の道路整備及び地区内の建物移転を考えておるわけでございます。

平成14年度以降につきましては、寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線、寒河江駅西浦線、本町駅前線などの道路施設工事と、新橋のかけかえや駐輪場、駐車場、公園の整備、植栽、埋設物工事などを計画的に整備するとともに、建物移転についても工事工程にあわせながら進めてまいりたいと考えております。

事業費につきましては、平成12年度は約23億円で、平成13年度以降が約72億 7,000万円でありまして、13年度以降の年度平均としますと約18億円になるわけでございます。

また、地区外移転と地区内に残られる方についてでございますが、地区外移転は土地だけの権利者を含め46件の114人でありまして、地区内に残られる方は73件のおよそ203人と思っております。

次に、仮換地の指定進捗状況につきましては、昨年10月4日から10月17日までの休日を含む4日間にわたりまして、駅前中心市街地整備事務所におきまして、業種それから権利者ごとに仮換地案の個別説明会を開催しております。欠席者の方につきましては再度御連絡申し上げ、日程を調整するとともに、資料の送付や訪問して御説明を申し上げてきたところでございます。

12月9日に区画整理審議会を開催いたしまして、審議会の意見を聞くとともに、権利者全員に対しての説明会を開催し、部分指定についての説明を行い御理解をいただきましたので、昨年12月20日に関係権利者の約47%に当たりますところの38戸の方に対しまして部分指定を行ったところでございます。

次回の仮換地指定につきましては、7月ころに行つてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、過小宅地につきましては、平成11年10月5日の審議会に諮りまして、土地区画整理法第91条第2項による同意を得まして、100平方メートルと定めたところでございます。

次に、商業ゾーン等のまちづくり全体のイメージを示してほしいとのことでございますが、質問事項等がたくさんございますので、全体的にお答えいたしたいと思っております。

このことにつきましては、にぎわいと魅力のある住みよい駅前中心市街地の町並みの形成を図るために、これまで駅前開発検討委員会を初めとするところの各種会議において協議いただいております。これらのすり合わせを行い、課題等を整理し、さらに御検討いただくために六つの小委員会やプロジェクト委員会を組織いただいておりますことは御案内のとおりかと思っております。

それらを受けた中で、仮換地のベースとなるところの五つに区分した土地利用計画、ゾーニング図を作成いたしまして、説明会を開催するとともに意向調査を実施してきております。

その結果といたしまして、アミューズメントを希望する方がいないという状況から、商業業務ゾーンに変えることを含めた内容での業種ごと説明会を平成11年4月に開催いたしまして、御理解を得てきておるところでございます。

それから、特色ある商店街の形成といたしまして、駅前地区の商店街の構築についてでございますが、高齢化社会や質の高い生活様式を含む社会の到来などを考慮すると、地域文化をはぐくむ機能を有する中心市街地、中心商業地を構築することが時代の要請であると考えておるところでございます。これらのことから駅前地区の再開発や寒河江ショッピングセンターの整備などを手がけているところでございます。

駅前地区の商店街の構築について具体的に申し上げますと、小売業、サービス業を継続して営む方々は区画整理後の商店街の中核を担う方でございます。おのこの業種において、その専門性というものをより高め、消費者の多種多様なニーズにこたえられる専門店街の形成を促すために、主に駅前通りのショッピングモールゾーンに仮換地を考えておるところであり、さらにショッピングモールゾーンに仮換地される貸し店舗群にも市内外の専門店の誘導を図り、多種多様な専門店が集積する商店街を形成していただきたいと考えておるところでございます。

また、拠点駐車場を整備する複合施設ゾーンにも共同店舗をも考えた商業の集積を図る方向で、関係地権者との協議を進めているところでありまして、複合施設ゾーン、ショッピングモールゾーンと連檐した商店街の形成を促してまいりたいと考えておるところでございます。

駅前地区に不足するところの業種の店舗の誘致であります。駅前地区については消費者の多種多様なニーズにこたえられる専門店の集積による商店街の形成を目指しているところであり、不足する業種の店舗の誘致は大きな課題であると考えておるところでございます。

このことから、各ブロックの仮換地が確定次第、貸し店舗の建築などを予定している方々と協議の場を設け、市が目指す方向への協力を要請するなど具体的な手だてを講じてまいりたいと考えておるところでございます。

また、バリアフリーにつきましては御質問がございました。

このことにつきましては、昨年9月の定例議会において伊藤議員から御質問いただいております。その際お答えしておりますように、にぎわい、交流という観点から、多くの方々が駅前中心市街地に来ていただくためにも、バリアフリーは重要であると考えております。このため、道路整備計画として車道と歩道の段差が5センチメートル程度のセミマウンド方式を計画しており、自由通路及び駅にはエレベーターを設置する予定

でございます。

さらには、公園、トイレ等につきましてもバリアフリー化を計画しております。ことしの4月1日に施行されました県の福祉のまちづくり条例に対応できるものであると思っております。

いずれにいたしましても、魅力ある商店街づくり、まちづくりにつきましては、これを具現化するため、ふるさとの顔づくりモデル土地画整理事業と街並みまちづくり総合支援事業の導入を計画してきているところであり、昨年度、ふるさとの顔づくり計画策定委員会において両事業について検討いただいていることは御案内かと思えます。

にぎわいと魅力ある美しい景観のまちづくりとして、駅前中心市街地は道路、公園などの公共施設の整備イメージと建物などの民間の建築物の整備イメージが一体的な中で整備される必要があると思っております。このような考え方から、公共施設の中で駅前広場に隣接する公園については、市の顔として市民のシンボルとなる機能や多様なイベント、文化活動に対応する機能及び来街者に市を紹介する機能を持った公園及び駐輪場の整備を考えているところでございます。

歩道、道路、駅前広場、公園における植栽、照明灯のデザイン等の公共空間イメージと民有空間における土地利用や建物の壁面の位置及び色彩、看板の形状や色彩等について、規制誘導を図る地区計画の内容や建物等のデザインに関する街並み指針などについて具体的に検討いただくため、4月に、駅前開発検討委員会を中心に、商店街協同組合、それから女性代表者の地元関係者と芸工大の教授等の学識経験者で組織しますところの15人の委員によるところの「寒河江駅前地区まちづくり専門部会」を新たに設置いただいております。これまでに2回の専門部会を開催いたしまして検討を行っていただいております。

今後は、地権者等関係者に対して全体説明会や業種・権利者別座談会などを開催しながら、地元関係者と一体となり詰めてまいりたいと思っております。

次に、居住人口の確保ということについてのお尋ねもございましたが、定住人口といたしましては、一般住宅の方や店舗・事務所など併用住宅に住まいする方となるわけでございます。また、駅前地区には数軒のアパート・貸し家がありますので、大家さんには全体説明会及び業種・権利者ごとの説明会、さらには仮換地案の個別説明会の際におきましても、アパート・貸し家の継続についてお願いをしてきているところでございます。

さらに、住宅ゾーンを想定している街区の中に新たなアパートやマンションの集合住宅の建設が可能でありますので、ある程度は整備されるのではないかと考えております。

次に、商店街利用者のための駐車スペースはどの程度確保できるのかということですが、これまでも申し上げましたように、車社会において駐車場は必要であると考えておりますし、中心市街地活性化基本計画の中でも位置づけしております。

しかしながら、御案内のように、駅前には市有地等の用地の余裕がございませんので用地の確保が課題でありましたが、大地権者であるJAとヤマコーから公共用地として必要であれば譲渡する話があったわけでございます。これによって、公的駐車場としては、中心市街地活性化基本計画の中で位置づけしております駅前地区拠点駐車場として複合施設ゾーンに約2,000平方メートル、約75台と、補完駐車場としてショッピングモールゾーンの東側と西側それぞれ1カ所ずつ、2カ所で約500平方メートル、20台の、合計約2,500平方メートル、約95台を計画しております。

また、寒河江駅等公共交通施設利用者のための駐車場としては、駅前広場の中に約25台相当分の駐車スペースを確保し、朝晩の送迎車の混雑の解消を図ってまいりたいと考えております。

管理につきましては、今後御意見をいただきながら、どのような形がいいのかを検討してまいりたいと思っております。

民間の駐車場としましては、商店街の来客及び自家用駐車場として、町並み景観にも配慮した駐車場の設

置について寒河江駅前地区まちづくり専門部会及び商店街協同組合において具体的に検討していただき、地区計画に反映させていただきたいと思っておりますのでございます。

いずれにいたしましても、行政と、それから地元商店街あるいは関係者の方々の御意見というものも承りながら、素晴らしい駅前中心市街地にしていこうと思っておりますのでございます。そういう中でいろいろアイデア等々というものが出されてきて、あるいは民間の協力などもお願いしてきたわけでございますが、その一つとして御指摘のような「そば通り」というような考え方もあったわけでございますけれども、現在のところそういうことにつきましてのまだ盛り上がりといえますか、そういうことにつきましての実施段階とか、あるいはそういう熟度というものが、全然といえますか、ないと言ってもいいのではなからうかなと思っておりますけれども、やはり寒河江の駅前通りに何かというようなものをつくっていくのが、これからいろいろ検討した中で考えていきたいと、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 回答いただいたわけでありますけれども、若干深めるために再質問を行いたいと思います。

一つは、まちづくりの合意形成というか、これが一番新しいまちをつくる際には重要なことなのではないかと思えます。今の市長の答弁でも、例えば商店街の意匠統一などについても、専門部会を設置して今検討しているんだと、こういう話がございました。

仮換地が間もなく終わるので、決まったところからそれぞれ取り壊しなど、あるいは移転工事などが始まって、新しい家並みが間もなく建築されようとしているわけですから、こうした基本的な商店街の意匠統一とか特色ある商店街形成をどう図るのかとか、それから本当に不足業種の誘致の問題がどうなっているのか、もう少し突っ込んでお聞きしたいわけでありますけれども、こうした基本的なまちづくりの合意形成が、残念ながら、仮換地が進んでいるときにもかかわらず、まだ協議中というようなことは、若干遅いというか、やらないよりいいわけですが、おくらしているのではないかなと率直に感じているところであります。

私も中央地区に住んでいる関係上、駅前の方などからいろいろな話を聞くわけでありますけれども、特に若い経営者というか、後継ぎの経営者というか、それと現在の高齢化した経営者、やっぱり同じ商店の中でもそういう考えの違いがあるのではないかと。

やっぱり若い人は新しい発想でこれから意欲的に取り組もうと、こういう思いがあったとしても、今までの経営者はそんなに頑張らなくていいのではないかと、今までこういう格好で生活できたという消極的な考え、そういう考えの違いなどがある場合、若い人がやろうと思っても、土地や財産、これは親の名義になっているわけです。したがって、二代目の名前ではなかなか金融機関も金は貸してくれない、融資はしてくれない。こういうことで、親との協議がまず整わないとなかなか思うようにやれないという悩み、そういう声なんかも聞いてますし、そうしたことでなかなかまち全体の合意形成は難しいのではないかなと。そういうふうに見切りをつけて、新しい土地、新天地を求めて駅前から出ていったという経営者もいるわけです。

また、ある若い商店主は、新しい事業をやるというのは本当に大変なことなんだと。本当にもう命がけでやる覚悟がないと、莫大な借金を抱えて成功するかどうかわからない事業に投資をするというのは本当に命がけなんだと。やる方は命がけなんですよと。それに対して行政は真剣にいろいろなあっせんとか心配事の相談になかなか乗ってくれないのではないかと、こういうふうには言ってるんです。

こういう悩みに本当に真剣に取り組んで相談に乗って、解決策をお互いに見つけ出す努力、こうしたものが再開発事業の大きな柱になってくるのではないかと。そのことが再開発事業に対する、あるいは行政に対する信頼、あるいはまちづくりに対する意欲、そういうものもそういうことがあって初めてわいてくるのではないかというふうに思うんです。

ところが、当初、再開発事業が始まったころ、駅前事務所に配置を計画された相談員、相談員の配置が中途半端に終わったと。本当はそういう経営やまちづくりにも親身になって相談できるようなプロを配置をしてやろうという意気込みであったのではないかと思うんですが、残念ながら中途半端に終わって、その後、結局配置をされないと。こういうことが、その後、まちづくりの合意形成なりそういうものに大きく影響しているのではないかなということで、相談員の配置が中途半端に終わったことについては、今さらながら残念に思っているところであります。

こうした、特にこれから意欲的にやろうという若い商店主、経営者、そういう悩みを市長は直接聞いているのかどうか、やっぱりここが出発点だと思うんです。それに具体的にどういうふうに対応していくのかということが、やっぱりまちづくり、特に駅前のそういう再開発事業の大きな柱になってくるのではないかということで、こうした声に対しての市長の見解などをお尋ねしたいと思えます。

こうした悩みを解決する一つの方法として、農業者、いわゆる農地というものについては生前贈与制度、農業の後継者育成、あるいは農業後継者の意欲を高めるという視点での生前贈与制度というものが、生前に息子に土地を贈与しても贈与税は課しないと、相続税扱いにするんだと。こういうことで更新をしなければならぬわけでありましてけれども、そういう生前贈与制度というのがあるわけです。こうした制度を個人商店主などにも制度化ができれば、若い商店主も意欲を持って、あるいは自信を持って、新しい経営に意欲を持って取り組むのではないかと、こういうふうには実は考えているところであります。

もちろん、これは一自治体、一寒河江でできるものではないわけでありまして、特に今、国が中心市街地活性化法を平成10年につくったわけですから、そういう中心市街地の抱えている悩み、そういうものは国も十分熟知をしているのではないかと思います。そういう意味で、そういう農業者の後継者に与えているような育成意欲を高めるための制度、これを商店街にも持ち込めないのかと。そういう制度を租税特別措置法などに盛り込むなどを市長会とかそうした場で要望してはどうかと考えるわけですが、こうした考え方について市長の考えなどがありましたらお聞かせいただければありがたいなと思います。

それから、郊外店と中心市街地の商店、商業者との経営コストのアンバランスの解消について、余り先ほどの答弁では触れられておりませんでしたけれども、先ほど申し上げたようないろいろな課題が、市の中心市街地活性化基本計画にも掲げているわけでありましてけれども、それだけではない。

中心市街地の商店主から聞くと、やはり経営コストの一番の最大のものは固定資産税の負担感だと、固定資産税の負担の格差にあるのではないかとということなんです。固定資産税の負担の格差の解消、これができるのはやっぱり行政しかないというふうに思うんです。残念ながらこれも寒河江市独自ではできない。

私、去年の3月に一般質問したときも、非常に難しい、困難だという市長の答弁であったわけでありましてけれども、これは市独自ではやっぱり困難だと思うんです。固定資産税の減免制度については、今さら申し上げるまでもなく、工業団地の造成の際の農工法とか低工法などによって固定資産税の減免制度が現にあるわけです。そうしたことも、今中心市街地活性化法が制定をされたらと、こういうことをとらえて、先ほどの課題と連動して、制度導入についての働きかけを全国的にやるべきではないのかと思っております。

そうした面の、ただ困難だということを手をこまねいているのではなくて、やっぱり経営コストの最大の問題は、駐車場、いわゆる広い面積がとれないということと、そうした税制度、固定資産税の負担感、こういうものが一番大きなことなのではないかと。それを解消するための努力を行政当局としてもやる必要があるのではないかと考えますので、ぜひ市長のそうした働きかける意欲、そういった気持ちをお聞かせいただければありがたいなと考えております。

それから、特色ある商店街形成については、市長も高齢化社会に対応したまちづくりをしていきたいと、こういうことで意を強くしたわけでありまして。

市長も当然御存じだと思いますけれども、中心市街地はドーナツ現象ということとあわせて高齢化、中心市街地も本当にドーナツ現象とあわせて高齢社会になっていると。私が住んでいる中央地区でも隣組が60歳以上が全員だと。こういう隣組が珍しくない時代になっているんです。それぐらいに高齢社会というのは、別に過疎地域の町や村ということではなくて、本当に中心市街地にも及んでいると。

こういうことが実感として現実的にあるわけですので、そうした意識をもっと、もっとというか、市長も持っておられるということで先ほどの答弁というふうになったと思いますので、まさに生まれ変わろうとしている駅前商店街、この商店街形成の柱、これは高齢者に優しい、障害者に優しい商店街形成、どこに行っても車いすで入れるような、あるいは自動ドアで入ったり出たりできるような、そうした商店街を目指すべきだと。そういう意味での行政指導というか、話し合いというか、そういうものが非常に重要な課題になってくるのではないかと思います。

公共的な道路の段差とか、公園の点字ブロックの配置とか、そういうものだけではなくて、車いすでも自

由に買い物ができるような本当に段差のない商店街づくり、そうした車いすでも買い物ができるような商店街づくり、やっぱり時代の要請を先取りをした商店街ができるのは、新しく区画整理事業などで作り出すときにしかチャンスがないわけですから、こうしたチャンスを生かして、若干負担もそれなりにかかると思いますけれども、そうした特色あるまちづくりをしないと駅前商店街は生き残れないんだと。こういう意識、そういうものを共通認識として商店街全体が持てるようになるということが非常に重要な課題になるのではないかと思いますので、そうした指導も含めて、ぜひそうした商店街づくりをつくっていただきたいなと思っております。御見解があればお伺いしたいと思います。

それから、もう一つの課題は不足業種の誘致なんです。専門店街を形成したいということで、地域外からも誘致を図られるように、貸し店舗の方々などとも協議をしながらと、こういう御答弁でありましたけれども、これも前の一般質問で私が指摘をしたわけでありまして、やはり市長もおっしゃっていましたワンストップショッピングというか、そうした機能を持つ商店街、それはいろいろな業種が、そのまちに専門店が並んでないとワンストップというふうにならないわけです。

そういう意味では、必要業種の、小売業が33業種ぐらいあるそうですが、その半分以上ないとそうしたものに成り立たないと。こういうふうにも指摘をされているわけでありまして、現在どうなっているかわかりませんが、以前お聞きしたところによりますと、駅前には8業種の45店舗、8業種しかないんだと。これを倍の業種ぐらいにふやさなければならないわけです。

しかも、中心市街地活性化基本計画でも指摘されてますけれども、特に衣料品とか食料品店が不足しているというふうに指摘されておるわけでありまして、そうした不足業種をどうカバーするのか、ここを意欲的に取り組まない、店は新しくなったけれども、そこに行っても何も欲しいものが買えない。結局そっぽを向かれると、こういうことにつながってくると思いますので、ぜひここは不足業種の誘致にはかなりの力を入れて、話し合いの上に進めていかなければならない課題なのではないかと思いますので、お願いをしたいと思います。

それから、駐車場の問題ですけれども、公共の駐車場の問題については、そういうことで大体90台なり、そういうものが整備されるということはお聞きいたしましたけれども、問題は、今の買い物客というのは歩く距離が幾らかでも短いところに行く。車で少々遠くても、歩く距離がなければそこに買い物に行くという傾向にあるのではないかと。しかも、先ほど言ったように、公共駐車場が込んで駐車できないのではないかとというふうに思われてしまうと、せっかくの駅前のそうした駐車場に人が集まらないと、郊外店に逃げていくと、こういう現象がつくり出されるのではないかと。そういうことが一たんつくり出されると、それをまた呼び戻すためには非常に倍以上の苦労が必要になるわけですから、そうしたことを防ぐための対応を今から考えておく必要があるのではないかとということをお先ほど申し上げたつもりであります。

それと、もう一つは、確かに敷地も面積も1店舗当たりの面積が狭いということで、店頭駐車場の設置についてはなかなか難しい要素があるのではないかと思います。先ほど言ったように、店に駐車場がくっついてないとなかなか買い物客が寄りつかないと、こういう現実が残念ながらあるのではないかと。そういうことから言えば、やっぱり無理をしても店頭駐車場というものが確保できるようなまちづくりをぜひ検討していく必要があるのではないかと。

そうした店の前に空間を持つことによって歩道も非常に広く見えますし、イベントや祭り、そうした場合なんか店頭駐車場が混雑緩和とか屋台店なども出られるような、まさしくそうした多機能性を持った空間になっていくのではないかと考えるわけです。

そうしたことから、公営駐車場に頼るということだけではなくて、自前の駐車場、あるいは共同駐車場を併設していくという指導、こうしたものが、まちづくり、百年の大計に立った際には重要な課題だというふうに思いますので、当面これで間に合うということではなくて、50年後、100年後を考えたせっきのまち

づくりでありますので、そうしたものもぜひ検討委員会の中で真剣に協議をしてもらって課題なのではないかと思っておりますので、そうした点についての考え方を再度お尋ねしたい。御見解をいただければありがたいなと思っております。

それで、仮換地のことなんですが、先ほど47%、38件で7月まで完了ということでありましたけれども、これは区画整理事業区域内の47%、いわゆる商業ゾーンエリア、これだけの仮換地なのかどうか。この仮換地の進捗状況なり現状について、もう少し詳しく教えていただければありがたいと思っております。

あと、定住人口の確保でありますけれども、まだちょっとはつきりしてないようではございますけれども、貸し家やアパート、そうしたものの建設などについてお願いをしているというふうな話でありましたけれども、先ほど言ったように、やっぱり基本計画に450人、定住人口というふうに打ち出しているわけですから、ここが確保できるかどうかということも最低の活性化の条件としてあるのではないかとおもうんです。

そういう意味で、相手があることですから勝手に行政側でつくるということにはならないと思っておりますけれども、そうした基本計画に沿って実現するような指導というか、そうしたことをやっていかないと、まちはきれいになったけれどもお客さんがいないと。こういうことでは何のために100億円以上の財政を投資をしたのかという結果が問われるのではないかと思いますので、もちろん商店街の方々も多くの負担を強いられるわけですから、そうしたことも含めて、この辺も真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。

あと、若干細かい点もあるわけではございますけれども、その辺については後ほどまた機会があればお尋ねをしたいと思います。

特に、駅舎にエレベーターを設置するということについては、市長もバリアフリーのまちづくりということを真剣に考えているんだなということで感謝を申し上げたいと思っております。

以上で2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再質問でございますが、事業は計画どおり私は進ませてもらっていると、こう思っているわけございまして、本当に地域の合意と、あるいは関係者の御協力のたまものだなと思っておるわけでございます。

期間は少しは長くなりました。これは、御案内のように、JR等の話し合いの中で駅舎移設、踏切移転という大事業をやって、それに時間も費やしたわけでございますし、またそのためにJRの敷地あるいは南側の方までも区画整理事業地内に編入すると、こういう考えられないような事業変更も行ったわけございまして、そのことによって将来の寒河江市の中心の顔というようなものが形成され、また周辺とのアクセスなどもよくなりまして、交流の結節点ということになると同時に、また商業集積が非常に高まるところを期待したところの今回の事業ということに進ませてもらうと、こういうことでいったわけでございます。そういう中でも、大変大きい事業にしましては、まあここまで進んできたなという感を深くしておるわけでございます。

何にいたしましても、これはやっぱり民間というものと行政というものが一体とならなければならないと思っているわけございまして、そういう中では駅前の再開発を検討する会というような母体もあったわけございまして、この方々が非常に熱心に進めていただいたということは、この事業を推し進める上におきましては大変なプラスの要素だったろうと思っております。

また、若い方々の21というようなグループもあるわけでございますけれども、これらも一緒になって入っていただいたと。こういうことで、いろいろ検討の仲間と、あるいは行政との連携ということで、この寒河江の駅前中心市街地の整備というものは、非常にその辺に、行政と連携と、一体となったということがプラスに幸いしているんだらうと思っております。

若者の御意見なども十分に吸い取りながら進めておるわけございまして、ただ、個々の店舗というようなことになりまして、それはいろいろ個人的な問題もあるわけでございますけれども、おっしゃるような生前贈与の問題なども出てくるかもしれませんが、こういうのはやっぱりこれから行政としては勉強させてもらいたいところでございますし、あるいは固定資産税の減免ということにつきましても、これは再開発あるいは再整備ということでの税の減免ということを国の制度の中でどう考えていくかということにもなっております、このように思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、魅力ある特色ある寒河江ならではの駅前中心市街地の整備ということにつきましても、いろいろ意を用いておるわけでございますし、あるいはそういう中で国の制度というものも導入して、財源的な面もさることながら、そういう魅力あるまちづくりという特色あるところの駅前中心市街地ということには意を用いておるわけでございます。ですからこそ、モデル事業とか、あるいは総合支援事業とか、こういう事業を取り入れながら、個性あるところの、あるいは景観にも配慮したところのものをつくっておるわけでございます。

さらに、今後地区計画というものも当然これは考えているところございまして、これらをうまく一体的にやることによりまして、寒河江ならではの個性あるところのまちづくりというものができるとはなかなうかなと思っております。

それから、不足業種の問題でございますけれども、これは力を導入しながらいろいろやっておるわけでございますけれども、これからはなお一層、関係団体やら、あるいは駅前のそういう検討委員会等々の方々と一緒にこれはやっていく課題だらうと思っております。

それから、店頭駐車場の問題もあるわけでございますけれども、公共駐車場と、それからその中には大規模の駐車場と、それから駅前通りの中に設けておるわけでございますけれども、そのほかに店頭ということ

も出てくるわけだろうと思いますけれども、これらにつきましては、先ほども答弁申し上げましたように、十分御意見を聞かなくてはならないわけでございますけれども、ただ、それぞれに駐車場を配置するというようなことになりますと、まち全体の全体像というものが崩れはしないかなというような気もするわけでございますし、そういうことでは、あるいは地区計画をつくる上で十分個々の商店の方々との話し合いをしていかななくてはならないと思っておるわけでございます。

それから、商業の振興ということ、これはやっぱり今回の事業のねらいもそれにあるわけでございますから、いろいろゾーンごとに分けておりますし、そしてそういう複合ゾーンとか、あるいはショッピングモールゾーンというようなこととの一体性を図りながら、商業集積が高まるようにということで進んでおるわけでございます。

それから、定住人口でございますけれども、これらにつきましても、そういうことができ得る可能性のあるところのスペースというものがあるわけでございますし、あるいはアパート・マンションというものを誘導するといえますか、その辺のことも地元の方々とは十分話し合いをしていかななくてはならないと思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、御案内のように事業が着々と進んで施工状況というものが見えてきますと、ああ、今度はこういうことになるんだなというような、まちはこういうことに進んでいくんだなということが、今まで頭の中で考えておったものが目の前に出てくるわけございまして、ましてや来年のJRの駅舎の移設とか、あるいは踏切が移転ということになりますと、これは大幅に寒河江の駅前中心市街地というものもイメージが全く変わります。そういう中で、地元の方あるいは新しい業種としてあるいは寒河江に入ってこようという方の考え方もこれは変わってくるのではなからうかなと思いますし、変わってほしいと思っておりますけれども、今のところは、案内図とか図面等々でござらんになっても、まだイメージとしてはっきり出てこないのではなからうかなと。

ですけれども、駅が変わる、沼川が変わるということになりますれば、あるいは高速道の方とつながってまいるということになりますれば、これはやっぱり駅前の顔が大きく変貌するんだと。そういう中で、じゃあ、ここに新しいお店をつくらうとか、あるいは新しく住んでみようとかいう方々が出てくるのではないかなと思っておりますし、私はそのようになりますと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

片桐久志都市計画課長 それでは、仮換地の11年度で指定しました38戸でございますが、全体の約47%に相当するわけでございます。この仮換地は 7.0ヘクタールの全域の47%でございますが、商業ゾーンだけの47%ということではございません。全体に対しての38戸、47%ということでございます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 やっぱり区画整理事業なり再開発事業ですので、商業者、そこに住んでいる方々との合意形成が何といても一番重要なことでありまして、そこがならないと行政側がイメージをしていたまちづくりというのはなかなか進まない。こういうことから言えば、行政と商店主、あるいは住んでいる方々の意思統一、こういうことが一番重要なことだと思いますので、ぜひすばらしいまちづくりになるように、そうした点を惜しまないで十分地元の悩みや意見を聞いて、それを生かしたまちづくりをしていただきたいと思います。

それから、経営コストの格差解消という問題の中での固定資産税の減免などについては、自治体としては税収の柱である固定資産税が減収になる、こういうことで積極的に取り組みたくないという気持ちもなきにしもあらずなのではないかと思うんですが、そうした制度を全国的に導入することによって中心市街地の商店街が活性化をして商売が繁盛してくれば、市民税なりそうしたもので将来は還元されるわけですから、税収増につながるわけですから、そうした点なんかも恐れずに、ぜひ大胆に全国市長会などで提起をしていただければありがたいなと思っております。その辺が中心市街地で経営をしている商店主なり経営者の一番大きな悩みなのではないかと思っておりますので、その点だけ申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会 午後3時13分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。